

一般財団法人尼崎市職員厚生会自動販売機設置に係るプロポーザル募集要項

一般財団法人尼崎市職員厚生会（以下「厚生会」という。）は、尼崎市職員の福利厚生及び来庁者のサービス向上として尼崎市公営企業局上下水道庁舎等に自動販売機を設置するため、プロポーザル方式により、これらを管理・運営業務を行う者（以下「設置事業者」という。）を選定します。

本プロポーザルに参加を希望される方は、この要項をよくご確認いただいた上でご参加ください。

1 募集物件

- (1) 募集する物件は、4件（4台）。募集物件一覧表（別紙1）のとおり。4件一括で設置事業者を選定する。
- (2) 現地見学を希望される場合は、厚生会へご連絡ください。

2 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

- (1) 法人であること。
- (2) 自動販売機の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。
- (3) 国税及び尼崎市税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 代表者及び役員に拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (9) 本件募集に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該

当しないこと。

- (11) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）でないこと。
- (12) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ア 尼崎市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 尼崎市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が尼崎市との契約を締結すること又は尼崎市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 尼崎市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり尼崎市の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく尼崎市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを尼崎市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 設置条件

別紙1の番号1-1及び1-2の物件については、エレベーターの搬入サイズを確認すること。

別紙1の番号1-1及び1-2の物件については、「飲料水」と「食品（物販）」の併売型自動販売機の場合は、まとめて1台としても可とする。なお、番号2及び3の物件において、併売型自動販売機の設置を妨げるものではない。

(2) 契約期間

設置事業者は、自動販売機設置契約書を厚生会と締結することにより、自動販売機を設置する。

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期

間満了の1ヶ月前までに、厚生会と設置事業者の双方から別段の意思表示が行われない場合には、1年毎に契約更新されるものとし、令和11年3月31日を限度とする。

(3) 契約の解除

厚生会は、契約期間中であっても、設置事業者において契約の条件に違反する行為があると認められる場合及び尼崎市公営企業局が設置場所を公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止及び長期閉鎖等を含む。）は、契約を解除することができる。

また、設置事業者が上記2に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、厚生会は契約を解除することができる。なお契約の解除により生じた損害等があつても、厚生会はその補償等は一切行わない。

(4) 使用料

自動販売機の設置に係る使用料については、設置事業者に負担を求める。

(5) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用料計測用子メーター設置費用等を含む。）、移転費等の一切の費用については、設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とする。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて得た額とする。

(6) 販売品目

ア 清涼飲料水については、一般市場で認知、支持されているお茶、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等とし、「水」は含めないこととする。

また、冬季時は「HOT」を導入することとする。

イ 食品（物販）については、一般市場で認知、支持されている菓子、パン等とする。

ウ 自動販売機での販売品目については、事前に厚生会の承認を得ることとする。

(7) 使用上の制限

ア 自動販売機は、別紙1で示した指定サイズ内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置すること。設置する自動販売機の外形寸法に注意し、事前に設置場所を確認すること。特に、物件番号1-1及び1-2については、庁舎内エレベータの搬入サイズを確認すること。

イ 契約期間中に、自動販売機設置にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- エ 自動販売機は、別表1に記載するグリーン購入法適合等の追加機能を有すること。
- オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。
- カ 自動販売機は、原則として24時間年中無休とすること。
- キ 販売価格は、福利厚生を目的として設置する点を考慮すること。
- ク 自動販売機の売上額及び売上本数については、月別に集計を行い、厚生会が指定する方法で、厚生会に報告すること。

(8) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、原則として設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。
なお、設置事業者がこれらの維持管理を委託する場合は、事前に厚生会の承認を得ること。
- イ 設置事業者は食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。また、設置事業者は、その自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。
- ウ 原則として自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全設置をすること。自動販売機の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。
- カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。
- キ 第三者による損害又は自然災害等による故障が生じても、厚生会は修理費等を負担しないものとする。
- ク 建物の電気設備点検等のため、停電になる場合がある。

4 応募申込み等

(1) 申込みの手続き

ア 申込みの期限

令和8年2月25日（水）正午まで

イ 申込みの方法

申込み期限までに、次のとおり書類をメールで提出すること。

また、メール送信した時は、下記8事務局へ送信した旨を電話連絡すること。

・あて先：ama-kohseikai@city.amagasaki.hyogo.jp

・メールの件名：【申請書】一般財団法人尼崎市職員厚生会自動販売機設置プロポーザル募集に係る申請

・本文：次の事項を記載すること。

社名、所属（部署名）、担当者氏名（フリガナ）、担当者電話番号、

担当者メールアドレス

・添付：下記の4（2）で記載の提出書類を添付

*容量が6MBを超える場合は、大容量ファイル交換サービスを使用して
提出すること。

(2) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式2）

ウ 企画提案書（様式3）

エ その他の資料

（ア）会社概要

（イ）商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書

（ウ）直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）

（エ）国税に滞納がないことを証する書類（納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

事業所が尼崎市にある場合は、前段の書類に加え、尼崎市税に滞納がないことを証する書類

(3) 注意事項

ア 各証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。また、そのコピーによる提出を可と

する。

- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 提出された書類の作成、提出等に係る費用は、全て申込者の負担とする。
- エ 応募申込みから契約締結までの間に上記2に示す応募資格を失った場合は、その時点で失格とする。
- オ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとする。
- カ 企画提案書等については、PDF形式とし、A4サイズで設定することとする。
- キ 設置事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って自動販売機を設置し、管理・運営業務を行うものとする。ただし、諸般の変化により、厚生会と協議の上で変更する場合は、この限りではない。
- ク 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

5 企画提案書作成要領及び評価の視点

- (1) 企画提案書は、次の評価項目と評価の視点により書類審査を行う。

なお、以下の項目以外に提案したい事項、参考資料（パンフレット等）があれば、追加してください。ただし、PDF形式、A4サイズで5枚程度とすること。

評価項目	評価の視点
1 取扱商品	商品の豊富さ等
2 販売価格	福利厚生としての販売価格の設定
3 自動販売機の仕様等	自動販売機の仕様（追加機能への対応）等
4 商品の補充体制、衛生管理	商品の補充体制、回収ボックスの管理等
5 故障、クレーム対応	自動販売機の故障、利用者からのクレーム等への対応
6 その他の提案	上記の項目以外の企画提案

- (2) 企画提案書（様式3）に記載されている各項目について作成すること。

企画提案書は、PDF形式とし、A4サイズとする。図や写真を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとすること。

6 事業者の選定方法について

以下の観点から総合的に審査を行い、設置事業者1社を選定する。

(1) 形式審査

前記4及び5に基づかない申請書及び企画提案書等であるときは失格とする。

(2) 企画提案書の審査

企画提案書の内容は、前記5企画提案書作成要領及び評価の視点に基づき審査を行う。

(3) 選定結果の公表

選定結果は、令和8年3月上旬頃までに尼崎市職員厚生会ホームページで公表する。

7 質問及び回答

募集内容に関する質問は、質問書（別紙4）に記入して、電子メールで下記の8事務局まで送付する。

(1) 質問の受付期限

令和8年2月12日（木）正午まで

(2) 回答方法

ア 質問内容及びその回答については、令和8年2月19日（木）までに随時、当会のホームページ上に回答を掲載する。

イ 質問によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

8 事務局

一般財団法人尼崎市職員厚生会 担当：川崎

尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市役所南館地下1階

電話 06-6489-6187

メールアドレス ama-kohseikai@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <https://ama-kohseikai.jp/>

以 上

プロポーザル実施スケジュール（予定）

項目	日 時
応募申込書の受付	令和8年2月6日（金）から 令和8年2月25日（水）正午まで

質問書の受付	令和8年2月12日（木）正午まで
質問の回答	令和8年2月19日（木）までに回答
選定結果の通知	令和8年3月上旬頃までにメールで通知する